四　基礎年金番号

五　（略）

2　（略）

（農業法人構成員期間の申出等）

第六十九条　令第二十三条第二号の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を基金に提出してしなければならない。

一～三　（略）

四　基礎年金番号

五　（略）

2　（略）

（特定被用者年金期間の申出等）

第七十二条　令第二十四条第二号の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を基金に提出してしなければならない。

一～三　（略）

四　基礎年金番号

五・六　（略）

2　（略）

附　則

（特例事業所期間の申出等）

第四条　法附則第九条第一項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を基金に提出してしなければならない。

一～三　（略）

四　基礎年金番号

五　（略）

2　（略）

第二条　独立行政法人農業者年金基金法施行規則の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線部分を加える。

改正後	改正前
（被保険者の資格取得の申出） **第一条**　独立行政法人農業者年金基金法（以下「法」という。）第十一条の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を独立行政法人農業者年金基金（以下「基金」という。）に提出してしなければならない。 一　（略） 二　国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第十四条に規定する基礎年金番号（以下「基礎年金番号」という。）及び国民年金の被保険者の種別（六十歳以上の者にあっては、基礎年金番号） 三　（略） 2　前項の申出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一・二　（略） 三　六十歳以上の者にあっては、国民年金法附則第五条第一項の規定により厚生労働大臣に申し出たことを証する書類	（被保険者の資格取得の申出） **第一条**　独立行政法人農業者年金基金法（以下「法」という。）第十一条の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を独立行政法人農業者年金基金（以下「基金」という。）に提出してしなければならない。 一　（略） 二　国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第十四条に規定する基礎年金番号（以下「基礎年金番号」という。）及び国民年金の被保険者の種別 三　（略） 2　前項の申出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一・二　（略） （新設）

四　国民年金手帳の記号番号

五　（略）

2　（略）

（農業法人構成員期間の申出等）

第六十九条　令第二十三条第二号の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を基金に提出してしなければならない。

一～三　（略）

四　国民年金手帳の記号番号

五　（略）

2　（略）

（特定被用者年金期間の申出等）

第七十二条　令第二十四条第二号の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を基金に提出してしなければならない。

一～三　（略）

四　国民年金手帳の記号番号

五・六　（略）

2　（略）

附　則

（特例事業所期間の申出等）

第四条　法附則第九条第一項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を基金に提出してしなければならない。

一～三　（略）

四　国民年金手帳の記号番号

五　（略）

2　（略）